

改正後

## 大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業実施要領

第1～第13 (略)

### 第14 この要領の適用について

この要領は、平成20年8月1日から適用するものとする。

別紙1～3 (略)

### 別紙4 講師要件一覧表(難病基礎課程Ⅱ)

○：実務経験5年以上 ◇：実務経験1年以上

※福祉・介護・看護系大学、介護福祉士養成施設等の教員及び市町村職員等を講師とする場合は、当該研修で担当する科目に該当する内容を教授又は担当していること。

表(略)

### 別紙5 講師要件一覧表(難病基礎課程Ⅰ)

○：実務経験5年以上 ◇：実務経験1年以上

※福祉・介護・看護系大学、介護福祉士養成施設等の教員及び市町村職員等を講師とする場合は、当該研修で担当する科目に該当する内容を教授又は担当していること。

表(略)

(以下略)

改正前

## 大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業実施要領

第1～第13 (略)

### 第14 この要領の適用について

この要領は、平成20年4月1日から適用するものとする。

別紙1～3 (略)

### 別紙4 講師要件一覧表(難病基礎課程Ⅱ)

○：実務経験5年以上 ◇：実務経験1年以上

表(略)

### 別紙5 講師要件一覧表(難病基礎課程Ⅰ)

○：実務経験5年以上 ◇：実務経験1年以上

表(略)

(以下略)